

長久手中央2号公園の利活用を考える 社会実験の記録

次回の社会実験は
12月19日(日)10:00~16:00
「テラスのマルシェ」を開催

令和3年11月21日(日)9:00~16:00 @緑道 天候:くもり

リモテラス あなたならどう使う？ 何したい？

社会実験の目的

公園と公益施設をつなぐ緑道のこれまでにない使い方の可能性を探るために、アウトドア用のテントを設置し、実際にどのように利用されるかを観察しました。

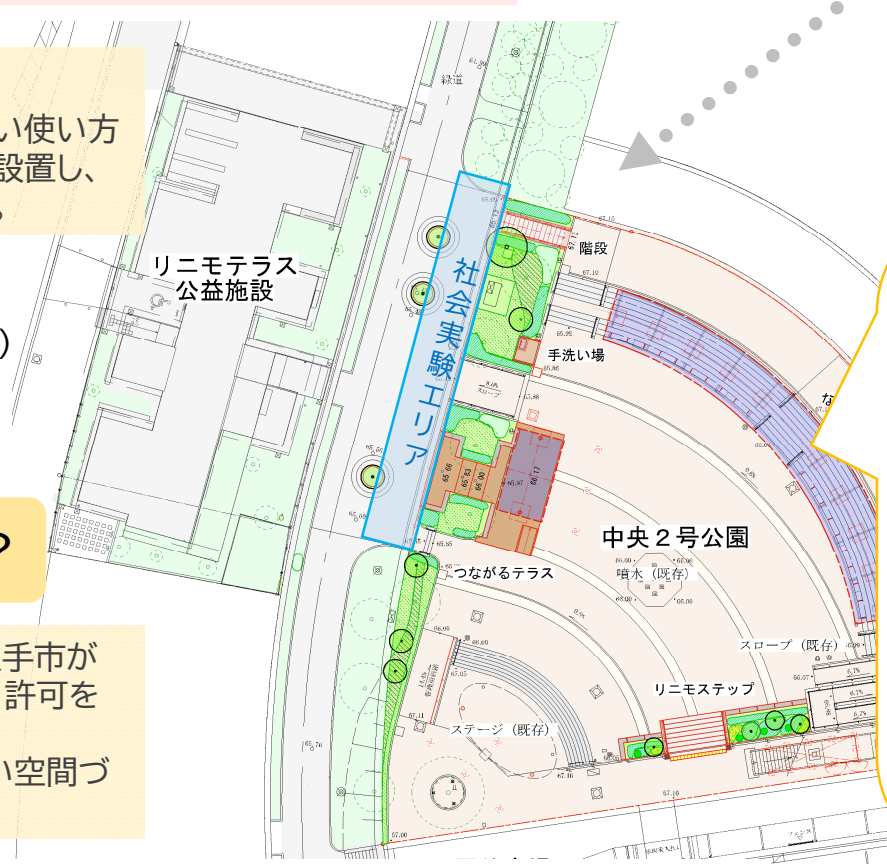
利用者の状況

- ・会社員の方がコーヒー飲みながら電話(15分)
- ・犬の散歩中の休憩(10分)
- ・公益施設のイベント(芋掘り)の待合
- ・買い物後の立ち寄り、休憩(15~30分)
- ・散歩中の親子連れ(10分)
- ・看板を見て何の社会実験？

寄り道？

今回の社会実験は、警察との調整を経て、長久手市が許可申請を行い、「休憩施設」として、道路を使う許可を受けて実施することができました。

今後はさらに使い勝手をよくして居心地のいい空間づくりを目指します！



あったらいいなと思うものは何ですか？

- ・子ども(幼児向け)遊具、園児スペース
- ・映画を見るところ
- ・月1回のマルシェ
- ・子どもが遊べる場所
- ・すべり台
- ・水遊び場
- ・テイクアウトしたフードなどを食べられるようなテーブルセットや日陰
- ・エクストリームスポーツが観たい
- ・ストリートスポーツ
- ・ストリートミュージシャンライブ

道路占用許可の主な条件

- ・占用物件を常時良好な状態に維持管理すること
- ・歩行者等の安全を十分確保の上、周辺住民に騒音、振動等の影響が無いよう設置すること。

道路使用許可の主な条件

- ・歩行者、自転車の通行路の確保(3.5m以上)
- ・道路管理者との事前協議、承認
- ・歩行者の休憩施設であることの明示
- ・設置物の転倒を防ぐ安全対策
- ・常時、適正に管理するための監視員の配置
- ・歩道の有効幅員の最大限の確保

リモテラスという場で何をしてみたいですか？

【公益施設】

- ・受験勉強
- ・もちつき~季節のイベント
- ・クラフトバザー
- ・外国人留学生との交流
- ・好きなモノ(本・趣味・動物)について語り合う会

【中央2号公園】

- ・子ども向け遊び場
- ・クリスマスマーケット
- ・夏祭り~ビアガーデン
- ・ふれあい動物園

キャンプ

子どもが自由に遊ぶ場所

水遊び場
できたらいいな



通行路の確保
(4mの幅員を確保)

安全対策

